



# 鳥取県公報

平成 28 年 5 月 13 日 (金)  
第 8 7 9 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (353) (公文書館) . . . . . 2
	砂利採取法による採取計画の変更認可の公表 (354) (鳥取県土整備事務所) . . . . . 2
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (355) (会計指導課) . . . . . 2
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (2 件) (356・357) (〃) . . . . . 2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (8) . . . . . 3
	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (9) . . . . . 3
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (12) (教育総務課) . . . . . 4
◇ 監査告示	包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等 (1) . . . . . 4
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (教育委員会事務局教育環境課) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第353号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
県立公文書館在り方検討 会議	公文書館の機能の在り方に関する事項	平成28年5月16日から 平成29年3月31日まで	公文書館

## 鳥取県告示第354号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成28年5月13日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 山 本 晃

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
千馬商会 代表者 千馬 高広	鳥取市湖山 町北三丁目 468	鳥取市三津字大 浜ノ一1108外15 筆 (6,796.15平方 メートル)	砂 (11,943.12 立方メートル)	採取場の 区域及び 砂量	鳥取市三津 字大浜ノ一 1108外13筆 (面積 6,131.30平 方メート ル、砂量 7,091.66立 方メート ル)	鳥取市三津 字大浜ノ一 1108外15筆 (面積 6,796.15平 方メート ル、砂量 11,943.12 立方メート ル)	平成28 年4月 26日

## 鳥取県告示第355号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成28年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務  
県立船上山少年自然の家及び県立大山青年自然の家の収納事務
- 2 委任を受けた出納員  
鳥取県教育委員会事務局社会教育課  
課長補佐 坂本 貢一
- 3 委任期間  
平成28年4月25日から同年6月30日まで

## 鳥取県告示第356号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人

から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成28年 5 月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
655	田邊 誠	名称変更	田邊 誠	ローソン日南生山店	平成28年 4 月 7 日

#### 鳥取県告示第357号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更する旨の届出があったので、告示する。

平成28年 5 月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
84	山陰合同銀行 江府支店	名称変更	山陰合同銀行 江府支店	山陰合同銀行江府出 張所	平成28年 7 月19日
345	山陰合同銀行 皆生通支店	〃	山陰合同銀行 皆生通支店	山陰合同銀行皆生通 出張所	〃

## 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第 8 号

平成28年 第 5 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成28年 5 月13日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成28年 5 月18日（水） 午前10時
- 2 場所 米子市糀町一丁目160 西部総合事務所第17会議室
- 3 議題
  - (1) 第24回参議院議員通常選挙について
  - (2) その他

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第 9 号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成28年 5 月13日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
1 病院		1 病院	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
<u>独立行政法人労働者健康安全機構山陰労災病院</u>	米子市皆生新田一丁目 8 - 1	<u>独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院</u>	米子市皆生新田一丁目 8 - 1
略		略	
2 老人ホーム		2 老人ホーム	

施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
特別養護老人ホーム 江美の郷	日野郡江府町大字久連 7	チロルの里特別養 護老人ホーム	日野郡江府町大字久連 7
3・4 略		3・4 略	

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第12号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成28年 5月13日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成28年 5月17日（火）午前10時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 平成28年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の任命について
  - (2) その他

## 監査委員告示

### 鳥取県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の29に規定する包括外部監査人である岸本信一の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が当該包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について、同法第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 5月13日

鳥取県監査委員 小 林 敬 典  
鳥取県監査委員 湯 口 夏 史  
鳥取県監査委員 山 根 朋 洋  
鳥取県監査委員 上 村 忠 史  
鳥取県監査委員 森 雅 幹

氏 名	住 所	監査の事務を補助できる期間
上原 武	鳥取市河原町山手467	平成28年 5月13日から平成29年 3月31日まで
谷田 真基	境港市清水町621-3	"
古川 嘉彦	鳥取市湖山町北四丁目248	"

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年 5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達 件 名 及 び 数 量 県立学校サーバ等管理及び情報システム運用サポート業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定 平成28年 3月25日

した日

- |                        |  |
|------------------------|--|
| 4 契約の相手方の名称及び<br>所在地   | 株式会社鳥取県情報センター<br>鳥取市寺町50   |
| 5 契 約 金 額              | 40,032,360 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）   |
| 6 随意契約による理由            | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種<br>の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると<br>その役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令<br>第10条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称<br>及び所在地 | 鳥取県教育委員会事務局教育環境課<br>鳥取市東町一丁目271  |